**障害福祉サービス事業者（自立訓練）自己点検表**

事業所の名称：　　　　　　　　　　　　　　　自己点検日：令和　　年　　月　　日（　）　　記入者　職氏名：

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例平成24年12月21日鳥取県条例第71号鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例をここに公布する。鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例目次第1章　総則(第1条―第4条)第2章　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護(第5条・第6条)第3章　療養介護(第7条・第8条)第4章　生活介護(第9条・第10条)第5章　短期入所(第11条・第12条)第6章　重度障害者等包括支援(第13条・第14条)第7章　自立訓練(第15条・第16条)第8章　就労移行支援(第17条・第18条)第9章　就労継続支援(第19条・第20条)第10章　就労定着支援（第21条・第22条）第11章　自立生活援助（第23条・第24条）第12章　共同生活援助(第25条・第26条)第13章　多機能型の特例(第27条)附則第1章　総則(趣旨)第1条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)、第41条の2第1項第1号及び第2号、第43条第1項及び第2項並びに第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。(平31条例17・一部改正)(定義)第2条　この条例で使用する用語の意義は、法、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)で使用する用語の例による。(平31条例17・一部改正)(指定障害福祉サービス事業者の要件)第3条　法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を持つ法人を除く。 (一般原則)第4条　障害福祉サービス事業を行う者は、法第1条の2の基本理念にのっとり、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ってサービスを提供するよう務めなければならない。2　障害福祉サービス事業を行う者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた障害福祉サービスに関する計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより提供するサービスの向上に努めなければならない。第7章　自立訓練(平26条例15・旧第8章繰上)(基本方針)第15条　自立訓練(機能訓練)は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。2　自立訓練(生活訓練)は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。(平26条例15・旧第17条繰上)(基準)第16条　自立訓練(共生型障害福祉サービスを除く。)に係る最低基準は、別表第6の中欄のとおりとする。2　自立訓練に係る指定基準は、別表第6の右欄のとおりとする。3　自立訓練に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。(1)　指定通所介護事業者等又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等により提供されること。(2)　別表第6の中欄(従業者の配置の項第1号(2)から(6)まで及び第3号並びに設備の項第1号及び第2号を除く。)及び右欄に掲げる基準を満たすこと。4　前3項に定めるもののほか、自立訓練に係る最低基準、指定基準、共生型指定基準及び該当基準は、自立訓練の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。(平26条例15・旧第18条繰上・一部改正)第13章　多機能型の特例第27条　生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。附　則(施行期日)1　この条例は、平成25年4月1日から施行する。(鳥取県障害者自立支援法施行条例の一部改正)2　鳥取県障害者自立支援法施行条例(平成18年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略附　則(令和3年条例第15号)この条例は、令和3年4月1日から施行する。別表第6(第16条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 最低基準 | 指定基準 |
| 従業者の配置 | 1　次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。(1)　管理者(2)　保健師又は看護師若しくは准看護師(自立訓練(機能訓練)に限る。)(3)　理学療法士又は作業療法士(自立訓練(機能訓練)に限る。)(4)　生活支援員(5)　地域移行支援員(宿泊を伴う自立訓練(生活訓練)に限る。)(6)　サービス管理責任者2　管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。3　保健師又は看護師若しくは准看護師、生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者であること。 |  |
| 設備 | 1　利用定員が規則で定める人数以上であること。2　次に掲げる設備を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。(1)　訓練・作業室(2)　相談室(3)　洗面所(4)　便所(5)　多目的室(6)　その他運営上必要な設備3　非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。 |  |
| サービスの開始 | 利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。 | 1　正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。2　サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。(1)　事業の目的及び運営の方針(2)　従業者の職種、人数及び職務の内容(3)　営業日及び営業時間(4)　利用定員(5)　サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額(6)　事業の実施地域(7)　サービスの利用に当たっての留意事項(8)　緊急時等における対応方法(9)　非常災害対策(10)　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類(11)　虐待の防止のための措置に関する事項(12)　従業者の勤務体制(13)　その他サービスの選択に資する重要事項 |
| 個別支援計画 | 別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。**＜別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準＞**1　サービス管理責任者に個別支援計画を作成させること。2　個別支援計画は、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適切な方法により評価することを通じてその者の希望する生活や課題等を明らかにする作業(以下「アセスメント」という。)を行い、適切な支援内容の検討をした上で、作成すること。3　アセスメントを行うときは、利用者に面接すること。また、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、その理解を得ること。4　個別支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等の意見を聴くとともに、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。 |  |
| サービスの提供 | 1　利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。2　利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。3　感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。4　サービスの開始の項の右欄第2号(1)から(11)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。5　非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。6　業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。7　利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 | 1　サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。2　利用者から食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。 |
| 記録の作成及び保存 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項の中欄第2号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。 | サービスの提供の項の右欄第1号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。 |
| 事故等への対応 | 別表第2事故等への対応の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。**＜別表第2事故等への対応の項の中欄に掲げる基準＞**1　従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。2　利用者又はその家族の情報を他の事業者等に提供する際は、あらかじめ文書により同意を得ておくこと。3　利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。4　利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。5　苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。6　社会福祉法第56条第1項の規定による検査等に協力すること。 | 別表第2事故等への対応の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。**＜別表第2事故等への対応の項の右欄に掲げる基準＞**1　法第10条第1項、第11条第2項又は第48条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。2　前号に定めるもののほか、利用者からの苦情に関して県又は市町村が行う調査に協力すること。 |

 | 審査適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否 | ○鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則平成25年3月29日鳥取県規則第18号鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則をここに公布する。鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則(趣旨)第1条　この規則は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第71号。以下「条例」という。)第6条第3項、第8条第3項、第10条第4項、第12条第3項、第14条第2項、第16条第4項、第18条第3項、第20条第3項、第22条第2項、第24条第２項、第26条第２項及び第27条並びに別表第1から別表第11までの規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。　　　　 (平26規則24・平30規則22・平31規則23・一部改正)(定義)第2条　この規則において「常勤換算」とは、常勤でない従業者の1週間の勤務時間の合計を常勤の従業者の1週間の勤務時間数(32時間を下回るときは、32時間)で除す方法により、常勤でない従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算することをいう。2　前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)並びに条例で使用する用語の例による。　　　　　　 (平31規則23・一部改正)(自立訓練の基準)第8条　条例に定めるもののほか、自立訓練に係る最低基準は、別表第6の中欄のとおりとする。2　条例に定めるもののほか、自立訓練に係る指定基準は、別表第6の右欄のとおりとする。3　条例に定めるもののほか、自立訓練に係る共生型指定基準は、次のとおりとする　。　(1)　別表第6(従業者の配置の項の中欄第1号から第7号まで及び第10号並びに設備の項の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。(2)　第5条第3項第3号及び第4号に掲げる基準を満たすこと。(3)　自立訓練に係る指定障害福祉サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。4　自立訓練に係る該当基準は、次のとおりとする。(1)　別表第6サービスの提供の項の右欄第2号から第4号までに掲げる基準を満たすこと。(2)　指定通所介護事業者等又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものを除く。)が地域において自立訓練が提供されていないこと等により自立訓練を受けることが困難な障がい者にサービスを提供するものであること。(3)　第5条第4項第3号及び第4号に掲げる基準を満たすこと。(4)　前項第3号に掲げる基準を満たすこと。(多機能型事業所の基準)第14条　生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所(以下「多機能型事業所」という。)に係る最低基準は、別表第12の中欄のとおりとする。2　多機能型事業所に係る指定基準は、別表第12の右欄のとおりとする。附　則(令和3年規則第17号)(施行期日)1　この規則は、令和3年4月1日から施行する。(経過措置)2　この規則の施行の日前から引き続き指定障害福祉サービスのうち共同生活援助を行っている事業所に対する改正後の鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則別表第9従業者の配置の項第1号の規定の適用については、当分の間、同号(1)中「6」とあるのは、「10」とする。別表第6(第8条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 最低基準 | 指定基準 |
| 従業者の配置 | 1　自立訓練(機能訓練)を行う事業所にあっては、事業所ごとに次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。(1)　保健師又は看護師若しくは准看護師(以下この表において「看護職員」という。)　1人以上(2)　理学療法士又は作業療法士　1人以上(3)　生活支援員　1人以上(4)　サービス管理責任者　利用者の数が60人以下の場合にあっては1人以上、60人を超える場合にあっては利用者の数から60を控除した数を40で除した数(1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。)に1を加えた人数以上2　前号(1)から(3)までに掲げる従業者の総数は、事業所ごとに、常勤換算をして利用者の数を6で除した数以上とすること。3　第1号(2)の規定にかかわらず、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を理学療法士又は作業療法士に代えることができること。4　自立訓練(生活訓練)を行う事業所にあっては、事業所ごとに次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。(1)　生活支援員　常勤換算をして、宿泊を伴う自立訓練(以下「宿泊型自立訓練」という。)の利用者の数を10で除した数と宿泊型自立訓練以外の自立訓練の利用者の数を6で除した数とを合計した人数以上。ただし、看護職員を置いている場合は、看護職員の人数を生活支援員の人数に含めることができる。(2)　地域移行支援員　宿泊型自立訓練を行う場合は、1人以上(3)　サービス管理責任者　利用者の数が60人以下の場合にあっては1人以上、60人を超える場合にあっては利用者の数から60を控除した数を40で除した数(1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。)に1を加えた人数以上5　事業所におけるサービスに併せ、利用者の居宅を訪問してサービスを提供する場合は、事業所ごとに、第1号から前号までに規定する従業者のほか、当該訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと。6　管理者以外の従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。7　サービス管理責任者は、知事が別に定める者をもって充てること。8　管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の業務に従事し、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができること。9　一体的に管理運営する従たる事業所を設置する事業所にあっては、当該事業所及び従たる事業所のそれぞれに、その職務に専ら従事する常勤の従業者を1人以上置くこと。10　管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。 | サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤とすること。ただし、宿泊型自立訓練を行う事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 |
| 設備 | 1　利用定員は、次のとおりとすること。(1)　宿泊型自立訓練のみを行う事業所は、20人以上(2)　宿泊型自立訓練と宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)とを併せて行う事業所は、宿泊型自立訓練の利用定員を10人以上、宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員を20人以上(第13条に規定する地域において事業を行う事業所にあっては、10人以上)(3)　(1)及び(2)に掲げる事業所以外の事業所は、20人以上(第13条に規定する地域において事業を行う事業所にあっては、10人以上)2　一体的に管理運営する従たる事業所については、宿泊型自立訓練の利用定員を10人以上、宿泊型自立訓練以外の自立訓練の利用定員を6人以上とすること。3　他の社会福祉施設等の設備を利用することにより事業の効果的な運営をすることができる場合は、条例別表第6設備の項第2号に規定する設備の一部を設けないことができること。また、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は、訓練・作業室を設けないことができること。4　訓練・作業室は、次のとおりとすること。(1)　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。(2)　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。5　相談室は、談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。6　洗面所及び便所は、利用者の特性に応じたものであること。7　相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができること。8　宿泊型自立訓練を行う事業所は、条例別表第6設備の項第2号に規定する設備のほか、居室及び浴室を備えること。9　居室は、次のとおりとすること。(1)　1の居室の定員は、1人とすること。(2)　1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。10　浴室は、利用者の特性に応じたものであること。11　設備は、専ら当該事業所の用に供すること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。12　宿泊型自立訓練を行う事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)とすること。ただし、木造かつ平屋建ての建物で次のいずれかの要件を満たすものは、火災に係る利用者の安全性が確保されていると知事が認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。(1)　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、火災の発生及び延焼の抑制に配慮した構造であること。(2)　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備され、かつ、消化器等の消火設備の設置等により、円滑な消火活動が可能なものであること。(3)　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 |  |
| サービスの開始及び終了 |  | 別表第1サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。**＜別表第1サービスの開始及び終了の項に掲げる基準＞**1　利用申込者及び利用者に対する説明、書面の交付等については、障がいの特性に応じた適切な配慮をすること。2　サービスの利用の申込みがあった場合は、利用申込者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめること。3　サービスの利用に係る契約を締結し、又は変更したときは、サービスの内容、提供することとしたサービスの量その他の必要な事項を遅滞なく市町村に報告すること。4　支給決定を受けた支給量を超えて利用者にサービスを提供しないこと。5　サービスを提供するときは、提供するサービスの内容及び量その他の必要な事項を利用者の受給者証に記載すること。6　市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行うサービスの利用についての連絡調整に、できる限り協力すること。7　支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに支給決定の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。8　支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う支給決定の申請について、必要な援助を行うこと。9　サービスの提供を終了するときは、利用者及びその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。 |
| 個別支援計画 | 1　サービス管理責任者に、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成させること。この場合において、他の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を含めるよう努めること。2　個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めること。なお、会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。3　個別支援計画を作成した際には、当該計画を利用者等に交付すること。4　個別支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも3月に1回以上、当該計画を点検し、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。5　モニタリングに当たっては、利用者等との連絡を継続的に行うこと。また、特段の事情のない限り、定期的に利用者に面接するとともに、定期的にモニタリングの結果を記録すること。6　計画の変更に当たっては、計画の作成に準ずること。 |  |
| サービスの提供 | 1　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。2　地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めること。3　利用者等から徴収できる費用は、その使途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、利用者等から徴収することが適当であるものに限ること。4　利用者等から費用を徴収するときは、利用者等に対して、その使途及び額並びに徴収する理由を記載した書面を示して説明を行い、利用者等の同意を得ること。5　個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。また、常にサービスの改善を図ること。6　懇切丁寧にサービスの提供を行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。7　サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。(1)　他の指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、他の障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。(2)　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。(3)　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。8　利用者等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。9　管理者に、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わせ、法令、条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な従業者に対する指揮命令を行わせること。10　事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくこと。11　事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供すること。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。12　従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。13　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。14　利用定員を超えてサービスの提供を行わないこと。ただし、災害の発生、虐待を受けた者の保護その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。15　事業の運営に当たっては、地域住民による自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。16　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行うこと。17　利用者の有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うこと。18　常時1人以上の職員を訓練に従事させること。19　事業所内では、利用者の負担により、従業者以外の者による訓練を受けさせないこと。20　利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労移行支援その他の障害福祉サービスを行う者等と連携し、必要な調整を行うこと。21　利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行うこと。22　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。23　身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。(1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。(2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。(3)　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。24　利用者に対しあらかじめ食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ること。25　食事は、あらかじめ作成された献立に従って、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供するとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事を提供するよう、必要な栄養管理を行うこと。また、その材料には、県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。26　食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所の指導を受けるよう努めること。27　常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずること。28　利用者の使用する設備について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うこと。29　感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。(1)　感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。(2)　感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。(3)　従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。30　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。31　サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずること。32　利用者の職場への定着を促進するため、サービスの提供により就職した利用者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めること。33　サービスの提供により就職した利用者が就労定着支援の利用を希望する場合には、前号に定める支援が終了した日以後速やかに当該就労定着支援を受けられるよう、就労定着支援事業者との連絡調整に努めること。 | 1　訓練等給付費が支払われるサービスの提供に対する対価については、基準額とすること。2　訓練等給付費が支払われないサービスの提供に対する対価については、基準額との間に不合理な差額が生じないようにすること。3　前2号に規定するもののほか、次に掲げる費用以外の費用を徴収しないこと。この場合において、(1)、(3)及び(4)に掲げる費用については、知事が別に定めるところによること。(1)　食事の提供に要する費用(2)　日用品費(3)　宿泊型自立訓練に要する光熱水費(4)　宿泊型自立訓練に要する居室の提供に伴い必要となる費用(5)　(1)から(4)までに掲げるもののほか、提供される便宜に要する費用のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者等に負担させることが適当と認められるもの4　前3号の費用を徴収した場合は、これらの費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者等に対し交付すること。5　2以上の指定障害福祉サービス事業者のサービスを利用する利用者等からそれぞれの事業者に支払う額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して市町村に報告するとともに、当該利用者等及び他の事業者に通知すること。6　法第29条第4項の規定により利用者に代わって訓練等給付費の支払を受けた場合は、利用者等に対し、当該訓練等給付費の額を通知すること。7　訓練等給付費が支払われないサービスを提供した場合は、その提供したサービスの内容、徴収した費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に交付すること。8　従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときは、これを提示させること。9　サービスを適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めること。また、広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしないこと。10　他の事業者又はその従業者に対し、利用者等に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。また、他の事業者又はその従業者から、利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。11　事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。12　サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。(1)　正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。(2)　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。13　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は掲示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。 |
| 記録の作成及び保存 | 1　条例別表第1事故等への対応の項第3号及び第5号の記録を整備すること。**＜条例別表第1事故等への対応の項第3号及び第5号の記録＞**3　利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。5　苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。2　条例別表第6記録の作成及び保存の項の中欄に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。(1)　決算書類　30年間(2)　会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類　10年間(3)　(1)及び(2)に掲げる書類以外の記録　5年間3　作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(サービスの開始及び終了の項の右欄第4号及び第6号並びに次号に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。4　交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。 | 1　条例別表第6サービスの提供の項の右欄第1号の記録は5年間保存すること。2　サービスの提供の項の右欄第12号の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、5年間保存すること。 |
| 事故等への対応 | 別表第2事故等への対応の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。**＜別表第2事故等への対応の項の中欄に掲げる基準＞**1　利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、必要な措置を講ずること。2　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。 | 別表第2事故等への対応の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。**＜別表第2事故等への対応の項の右欄に掲げる基準＞**社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力すること。 |

備考　この表において「利用者の数」とは、前年度においてサービスを利用した者の1日平均の人数(新規に事業を開始する場合は、その推定数)をいう。別表第12(第14条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 最低基準 | 指定基準 |
| 従業者の配置 | 1　一体的に行う事業に応じ、条例別表第3従業者の配置の項の中欄、条例別表第6従業者の配置の項の中欄、条例別表第7従業者の配置の項の中欄及び条例別表第8従業者の配置の項の中欄並びに別表第3従業者の配置の項中欄、別表第6従業者の配置の項の中欄、別表第7従業者の配置の項の中欄及び別表第8従業者の配置の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。2　前号の規定にかかわらず、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型のうち2以上の事業を一体的に行う多機能型事業所のサービス管理責任者の人数は、それぞれの事業の利用者の数の合計が60人以下の場合にあっては1人以上、60人を超える場合にあっては利用者の数の合計から60を控除した数を40で除した数(1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。)に1を加えた人数以上とすることができること。この場合において、サービス管理責任者のうち常勤とする者は、1人で足りるものとする。3　第1号の規定にかかわらず、それぞれの事業の利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所は、従業者(管理者、医師、サービス管理責任者及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第81号)別表第1の1の表従業者の配置の項第1号(1)ウに規定する児童発達支援管理責任者を除く。)のうち常勤とする者を1人以上とすることができること。4　第1号の規定にかかわらず、それぞれの事業の利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所の生活支援員の人数は、常勤換算をして、次に掲げる数を合計した人数とすることができること。この場合において、生活支援員のうち常勤とする者は、1人で足りるものとする。(1)　生活介護利用者の数を6で除した数(2)　自立訓練(機能訓練)の利用者の数を6で除した数(3)　自立訓練(生活訓練)の利用者の数を6で除した数(4)　就労継続支援B型の利用者の数を6で除した数 | 一体的に行う事業に応じ、別表第6従業者の配置の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。 |
| 設備 | 1　一体的に行う事業に応じ、条例別表第3設備の項の中欄、条例別表第6設備の項の中欄、条例別表第7設備の項の中欄及び条例別表第8設備の項の中欄並びに別表第3設備の項の中欄、別表第6設備の項の中欄、別表第7設備の項の中欄及び別表第8設備の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。2　前号の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練以外のそれぞれの事業の利用定員の合計が20人以上(第13条に規定する地域において事業を行う事業所にあっては、10人以上)である多機能型事業所は、次に掲げる事業の利用定員をそれぞれ定める人数とすることができること。(1)　生活介護　6人以上(第13条に規定する地域において事業を行う事業所にあっては、1人以上)(2)　宿泊型自立訓練以外の自立訓練　6人以上(第13条に規定する地域において事業を行う事業所にあっては、1人以上)(3)　就労移行支援(認定就労移行支援事業所において行うものを除く。)　6人以上(第13条に規定する地域において事業を行う事業所にあっては、1人以上)(4)　就労継続支援B型　10人以上(第13条に規定する地域において事業を行う事業所にあっては、1人以上)3　第1号の規定にかかわらず、次に掲げる事業を一体的に行う事業所の利用定員は、これらの事業の利用定員の合計を5人以上とすることをもって足りること。(1)　主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がいが重複している者に対する生活介護(2)　主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がいが重複している者に対する児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービス4　多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、それぞれの事業のための設備を兼用することができること。 | 一体的に行う事業に応じ、別表第7設備の項の右欄及び別表第8設備の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。 |
| サービスの開始及び終了 | 一体的に行う事業に応じ、条例別表第3サービスの開始の項の中欄、条例別表第6サービスの開始の項の中欄、条例別表第7サービスの開始の項の中欄及び条例別表第8サービスの開始の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。 | 一体的に行う事業に応じ、条例別表第3サービスの開始の項の右欄、条例別表第6サービスの開始の項の右欄、条例別表第7サービスの開始の項の右欄及び条例別表第8サービスの開始の項の右欄並びに別表第1サービスの開始の項の右欄及び別表第8サービスの開始の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。 |
| 個別支援計画 | 一体的に行う事業に応じ、条例別表第2個別支援計画の項の中欄並びに別表第2個別支援計画の項の中欄及び別表第6個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。 |  |
| サービスの提供 | 一体的に行う事業に応じ、条例別表第3サービスの提供の項の中欄、条例別表第6サービスの提供の項の中欄、条例別表第7サービスの提供の項の中欄及び条例別表第8サービスの提供の項の中欄並びに別表第3サービスの提供の項の中欄、別表第6サービスの提供の項の中欄、別表第7サービスの提供の項の中欄及び別表第8サービスの提供の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。 | 一体的に行う事業に応じ、条例別表第3サービスの提供の項の右欄、条例別表第6サービスの提供の項の右欄、条例別表第7サービスの提供の項の右欄及び条例別表第8サービスの提供の項の右欄並びに別表第3サービスの提供の項の右欄、別表第6サービスの提供の項の右欄、別表第7サービスの提供の項の右欄及び別表第8サービスの提供の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。 |
| 記録の作成及び保存 | 一体的に行う事業に応じ、条例別表第3記録の作成及び保存の項の中欄、条例別表第6記録の作成及び保存の項の中欄、条例別表第7記録の作成及び保存の項の中欄及び条例別表第8記録の作成及び保存の項の中欄並びに別表第3記録の作成及び保存の項の中欄、別表第6記録の作成及び保存の項の中欄、別表第7記録の作成及び保存の項の中欄及び別表第8記録の作成及び保存の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。 | 一体的に行う事業に応じ、条例別表第3記録の作成及び保存の項の右欄、条例別表第6記録の作成及び保存の項の右欄、条例別表第7記録の作成及び保存の項の右欄及び条例別表第8記録の作成及び保存の項の右欄並びに別表第3記録の作成及び保存の項の右欄、別表第6記録の作成及び保存の項の右欄、別表第7記録の作成及び保存の項の右欄及び別表第8記録の作成及び保存の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。 |
| 事故等への対応 | 一体的に行う事業に応じ、条例別表第2事故等への対応の項の中欄及び別表第2事故等への対応の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。 | 一体的に行う事業に応じ、条例別表第2事故等への対応の項の右欄及び別表第2事故等への対応の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。 |

 | 審査適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否 |

注）「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（令和２年７月１７日障発０７１７第２号　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）における各「主眼事項及び着眼点」に留意すること。

　　また、自立支援給付費に関しては、同「主眼事項及び着眼点」の「介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い」の該当項目を中心に実施すること。